



JQA マネジメントシステム審査登録規則 【ISO/IEC 42001 特例】

第 19.1 版 改訂 : 2025 年 9 月 22 日 発効 : 2025 年 9 月 22 日

一般財団法人日本品質保証機構
マネジメントシステム部門

はじめに

本特例は、一般財団法人 日本品質保証機構（以下「JQA」という）が運営する JQA マネジメントシステム審査登録制度（以下「審査登録制度」という）の詳細を規定した JQA マネジメントシステム審査登録規則（以下「規則」という）に加え、情報マネジメントシステム認定センター（以下「ISMS-AC」という）が発行する AI マネジメントシステムに係る審査登録制度における追加の詳細を特例として規定するものである。なお、本特例の有効期限は、JQA マネジメントシステム審査登録規則の第 20 版発効時までとする。

規則 2 ページ【適用範囲】に以下を加える。

対象規格		略称	認定機関等
ISO/IEC 42001	AI マネジメントシステム	ISO/IEC 42001	—

規則 3 ページ【参照基準】に以下を加える。

規格	認定基準名
ISO/IEC 42001	AIMS 認証機関認定基準及び指針（JIP-AIAC100） AI マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項（ISO/IEC 42006）

5-1 規則第 5.6.1 項【軽微な不適合事項（改善指摘事項カテゴリ-B）】に以下を加える。

規格	是正処置報告書	是正処置計画書	所定期限
ISO/IEC 42001		●	30 日

8-1 規則第 8.1 項【登録情報等の公表】に以下を加える。

機関	規格	ホームページ URL
ISMS-AC	ISO/IEC 42001	https://isms.jp

9-1 規則第 9.1 項【定期審査・更新審査】に以下を加える。

規格	定期審査	更新審査
ISO/IEC 42001	年 1 回 ^{注1}	原則 3 年毎

NOTE (注1) 定期審査は、それぞれ原則 12 か月毎、6 か月毎に実施する。

9-2 規則第 9.4.1 項【不適合事項への対応】に以下を加える。

規格	是正処置報告書	是正処置計画書	所定期限
ISO/IEC 42001		●	30 日

21-1 規則第 21.1 項【他機関からの登録切替え】に以下を加える。

規格	審査登録機関の要件
ISO/IEC 42001	ISMS-AC による認定

改訂記録

版数	改訂日 発効日	改訂概要
19.1	2025/9/22 2025/9/22	・新規制定

一般財団法人 日本品質保証機構
マネジメントシステム部門

禁無断転載

(シ本-QM01-J10-Sa)